

横浜トライアル助成金交付要綱

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

制 定	2019年4月1日
最近改正	2020年3月24日
	2021年2月24日
	2022年3月14日
	2023年2月28日
	2024年3月11日

(目的)

第1条 この要綱は、生命科学（ライフサイエンス）の振興とその応用による産業の活性化に寄与するという公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「木原財団」）の目的および事業計画に沿って、大学、研究機関および横浜市内（以下「市内」という。）の企業等により実施される研究成果やアイディア等の事業化を目指した健康・医療分野およびバイオ技術を用いたGX・脱炭素の研究開発事業に対して交付する「横浜トライアル助成金」（以下「助成金」という。）の交付等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める事業協同組合、事業協同小組合協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
 - ウ 技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に定める技術研究組合であって、直接又は間接の構成員の2分の1以上が中小企業で構成されている者
- (2) 大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学および同法第108条第2項に定める短期大学並びに国および独立行政法人が設置する大学校をいう。
- (3) 研究機関とは、法人格を持った研究機関のうち、当該研究機関の設置を定める法又は定款に定める事業等において健康・医療分野に関する研究を行うことが定められている者をいう。
- (4) 病院等とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。

(助成対象)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 健康・医療分野およびバイオ技術を用いたGX脱炭素の基礎研究成果や臨床ニーズ等の実用化につながる取組のうち、次に規定するいずれかの事業。ただし、検証を伴わない単なるデータの取得、特許調査や市場調査など市場性調査のみの場合は除く。
 - ア 研究成果やアイディア等を具体化する部品・製品・ソフトウェアの開発や試作品の開発
 - イ 研究アイディアに基づく予備試験又は仮説検証

※必要となるデータ等の取得およびその検証までが助成対象。
- (2) 同一又は一部が重複する事業計画で国、地方公共団体、独立行政法人等の委託や補助を受けていない事業
- (3)申請者が大学研究機関等の場合は、同一の事業計画で助成金の交付を受けていない事業
申請者が中小企業の場合は、同一または類似する事業計画で助成金の交付を受けていない事業

(申請者の要件)

第4条 この要綱に基づく申請者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がある者
 - ウ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者
 - (2) 第3条に定める事業の申請者であること
 - (3) 横浜市税および横浜市に対する債務の支払い等の滞納がない者
 - (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者
 - (5) 研究開発の実施に係る許可、認可、免許等を取得している者（研究開発成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがある者）
 - (6) その他関連法令を遵守している者
- 2 申請者は、第1項に該当する者のうち、健康・医療およびバイオ技術を用いたGX脱炭素分野の研究を行うもので次の各号に定める者とする。
- (1) 中小企業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者のうち昨年度本助成金の交付を受けていない企業
 - ア 市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
 - イ 市内に本店を登記している者
 - (2) 大学等であって、横浜市が設立した大学・都市パートナーシップ協議会会則第3条

に規定する者

- (3) 研究機関であって、市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
 - (4) 病院等であって、市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
 - (5) 大学等、研究機関、病院等であって、助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）のうち80パーセント以上を市内に本店を登記している中小企業に支払う者
- 3 前各項の規定にかかわらず、不正の行為により横浜市および木原財団から助成金の交付等を受けた者は、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から5年を経過した後でなければ、申請をすることができない。

（助成率および助成限度額等）

第5条 助成金の交付額は、予算の範囲内とする。

2 助成率は、対象経費の10分の10以内とし、次の各号に定める額とする。

ア 申請者が第4条第2項（1）の場合は、助成限度額は2,000,000円とする。

イ 申請者が第4条第2項（2）（3）（4）（5）の場合は、助成限度額を1,000,000円とする。

3 対象経費は、次に定めるもので、助成金の交付対象となる計画（以下「事業計画」という。）に必要不可欠であり、かつ事業計画を実施する期間（以下「事業期間」という。）内に契約、取得が完了するものとする。

原材料・消耗品費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し、消費される原材料・消耗品購入に要する経費 取得単価が10万円（税抜）未満のもの、あるいは、取得単価が10万円（税抜）以上でも耐用年数が1年未満のもの ※量産に使うもの、汎用性のあるものは助成対象外。
機械装置費	当該研究開発に必要な機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用および修繕に要する経費 ※量産に使うもの、汎用性のあるもの、中古品は助成対象外。 ※助成金交付予定額の1/2の額を上限とする。
外注費 (請負契約)	自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に発注する場合に要する経費 ※量産に該当するもの、汎用性のあるもの、外注先の資産となるものは助成対象外。 ※外注費と委託費を合算して助成金交付予定額の1/2の額を上限とする。 ※外注費は成果物を必要とする。
委託費 (委任又は 準委任)	自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費 ※外注費と委託費を合算して助成金交付予定額の1/2の額を上限とする。 ※委託契約を締結する必要がある。

	<p>※当該委託契約に基づき、委託先に対して当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認したうえで委託金額を確定する必要がある。</p> <p>※業務の全部又は一部を、第三者に再委託することはできない。ただし、書面にて明確な理由を説明できる場合はこの限りではない。</p> <p>※委託費は調査又は研究開発等の役務についての委託契約に基づく対価的性格を有する経費が対象となる。</p> <p>※人材派遣に対する経費は対象外となる。</p>
技術指導導入費	<p>外部からの技術指導の受入れに要する経費 (共同体外部の知見者から技術指導を特に必要とする場合に支払われる謝金等)</p> <p>※技術指導を受けた内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要がある。</p>
臨床関連経費	<p><u>臨床研究(研究倫理審査が必要な研究に限らない)に必要な被験者への謝金、送料、交通費等、成果の事業化のために必要な臨床研究関連経費</u></p> <p>※申請者および当該臨床研究の遂行に必要な協力者の人件費や旅費等を含めることはできない。</p> <p>※内部規定に従って内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要がある。</p>
マーケティング調査費 (申請者が中小企業の場合のみ)	<p>競合技術等の動向やユーザーニーズの調査に要する経費、事業成果を発表し、次につなげるための展示会出展に係る会場の借上げ費用、参加費用等に要する経費。</p> <p>※調査結果(競合の動向、ユーザーニーズ、来場者の反応、学会発表時の聴講者の反応等)を実績報告として提出する必要があります。</p> <p>※展示会出展の申込みが事業期間以前であっても対象となります。ただし、出展及び出展料等の支払いは事業期間中に行う必要があります。</p> <p>※旅費は対象外です。</p> <p>※調査のためのチラシおよびポスターの作成等の費用はマーケティング調査費の対象外となる。他の経費費目で計上すること。(外注費や原材料・消耗品費等)</p> <p>※単に学会に参加するのみ、展示会の見学のみの場合の参加費は対象外となる。</p> <p>※学会の参加費は申請者(発表者)のみ計上可能です。同行者及び協力者の参加費は対象外となる。</p> <p>※単なる会社のPRや営利活動に直結するPRなどは対象外です。</p> <p>※展示会出展の際の装飾費は対象外です。</p> <p>※助成金交付予定額の1/2の額を上限とする。</p>

その他（諸経費）	大学・研究機関内の施設・設備使用料 ※その他（諸経費）として計上できるのは上記のみとする。
振込手数料	銀行振込手数料

- 4 前項に規定する対象経費には消費税相当額は含まないこととする。ただし、申請者のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 3 に掲げる法人の申請者は、消費税相当額を対象経費に含むことができる。
- 5 前項ただし書の規定により消費税相当額を対象経費とした場合、助成金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかなときは、これを助成金額から減額するものとする。
- 6 対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、対象経費との支払の区別が難しいものは対象経費から除外する。
- 7 発注先の選定にあたっては、単価 500,000 円（消費税相当額を含まない。）又は申請者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず二者以上から見積を取得するものとする。ただし、発注内容の性質上、二者以上から見積を取得することが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができる。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を必要とする。

（事業計画の募集等）

第6条 理事長は、募集を行おうとする年度毎に募集期間を定め、事業計画の募集を行う。

2 理事長は、募集を行うにあたって、事業期間を定める。

（申請）

第7条 申請者は、横浜トライアル助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添えて、理事長が定める日までに提出しなければならない。

必要書類	提出対象	
	中小企業	大学・病院 研究機関
提案書（第 2 号様式）	○	○
3か月以内発行の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※ 個人事業主の場合は開業届の写し	○	-
直近 2 営業年度分の決算報告書等	○	-
直近 1 年分の法人市民税、事業所税、固定資産税および都市計画税の納税証明書	○	-
市内に拠点があることが記載されている資料 (パンフレット等)	○	○

(事業計画の要件)

第8条 事業計画は、次の各号に定める全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 申請者が主体となって基礎研究成果や臨床ニーズの実用化に向けた取組となっていること。
- (2) 製品化や商品化など事業化に向けた研究開発を推進する予定であること。
- (3) 事業計画の開始と完了が第6条第2項において理事長が定める事業期間内であること。
- (4) 関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しないこと。
- (5) その他理事長が必要と定める要件を満たすこと。

(事業計画の取下げ)

第9条 申請者は、第10条に規定する助成金の交付についての決定を受ける前までに第7条による申請を取下げようとする場合は、横浜トライアル助成金交付申請取下げ届出書（第3号様式。以下「取下げ届出書」という。）を、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、取下げ届出書を受理したときは、それを承認し、申請者に対し、横浜トライアル助成金取下げ承認書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

(交付決定)

第10条 理事長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について本要綱に定める条件等に一致しているかどうかを審査するとともに、必要な場合は調査等を行うことにより、事業等の目的および内容が適正であるかどうか等を判断する。

- 2 前項の審査、判断にあたっては、理事長は、外部の有識者に評価を求めるものとする。
- 3 理事長は、第1項により、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき助成金の額、内容、条件等を確定し、横浜トライアル助成交付（変更）決定通知書（第5号様式。以下「変更決定通知書」という。）を交付するものとする。
- 4 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、理事長は、助成金交付申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。
- 5 理事長は、第1項の結果により、助成金交付を行わないことと決定したときは、横浜トライアル助成金不交付決定通知書（第6号様式）を交付するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 申請者は、助成金の交付を受ける前までに、次の各号に定める要件等に関する変更が生じる場合は、横浜トライアル助成金交付申請内容変更申請書（第7号様式。以下「変更申請書」という。）に、変更にかかる書類を添えて、速やかに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 研究費用の経費区分に係る変更をしようとするとき。又は、同じ経費区分内で、経費総額の20パーセント以上の内訳の金額を変更しようとするとき。
- (2) 事業計画の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ 助成目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 理事長は、変更申請書を受理したときは、変更内容が適正であるかどうか等を判断し、その結果、変更を認めたときは、変更後の助成金の額、内容、条件等を確定し、変更決定通知書を交付するものとする。

(事業計画の廃止)

第12条 第10条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象となった事業計画を廃止しようとする場合、横浜トライアル助成金 事業計画廃止届出書（第8号様式。以下「事業計画廃止届出書」という。）を速やかに理事長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第13条 交付対象者は、その交付対象となった事業計画が完了したときは、第10条に基づく交付決定通知書において理事長が定める日までに横浜トライアル助成金 実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 横浜トライアル助成金 実績書（第10号様式）
- (2) 横浜トライアル助成金 実績書に記載された対象経費の領収書等の写し
- (3) その他理事長が必要とする書類

- 2 交付対象者が消費税相当額を対象経費とした場合、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金交付額の確定)

第14条 理事長は、交付対象者から実績報告書が提出されたときは、当該報告書等を審査し、適當と認めるときには、助成金の交付額を確定し、横浜トライアル助成金交付額確定通知書（第11号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

(助成金の請求等)

第15条 交付額確定通知書を受理した交付対象者は、速やかに、横浜トライアル助成金交付請求書（第12号様式。以下「請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付する。

(財産の管理および処分)

第16条 助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、次の各号に掲げる財産については、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から原則5年間は交付対象者が管理するものとし、理事長は、その管理期間中の当該財産の状況について隨時必要な報告を徴することができる。

- (1) 試作品
 - (2) 第5条第3項に規定する機械装置に該当するもの
- 2 交付対象者は、前項の財産について、その管理期間中、理事長の書面による同意がなければ、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財務検査又は事業化状況の報告)

第17条 理事長は、助成金の交付を受けた者に対し、交付対象となった事業計画の事業化の状況等については、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年の間、財務検査については、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から3年の間実施もしくは横浜トライアル助成金事業化等状況報告書（第13号様式）による報告、又はその両方を求めることができる。また、理事長が必要とする事項についても、別途報告を求めることができる。

- 2 交付対象者は、前項期間内に助成事業の事業化に関する成果を公表する場合、機密情報に抵触しない範囲で事前に理事長へ報告するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 交付対象者は、交付対象となった事業計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 消費税相当額を対象経費とした交付対象者は、事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14号様式）により速やかに、理事長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 理事長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定の取消しをした場合は、横浜トライアル助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により、当該取消しを受けた者に通知することとする。

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 助成金の交付前に、第4条に定める申請者の要件又は第8条に定める事業計画の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第12条の規定により事業計画廃止届出書を受理したとき。
- (4) 交付対象者が第13条に定める書類を適正に提出しなかったとき。
- (5) 第14条の定めによる審査により適當と認めないととき。
- (6) 同一もしくは一部が重複する事業計画で国、地方公共団体、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。

- (7) その他法令、条例又は補助金規則に基づき横浜市長が行った指示に違反したき。
- 2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、1項の規定による取消しをした場合は、交付対象者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第21条 理事長は、助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、前項の規定による助成金の返還を命じた場合は、交付対象者に対し、速やかに、その旨を通知し、併せて横浜市長に報告するものとする。

(警察本部への確認)

- 第22条 理事長は、必要に応じ申請者および交付対象者の第4条第1項第1号アからウまでの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(成果の発表)

- 第23条 理事長および横浜市長は、交付対象となった事業計画に関して、交付対象者の名称および所在地、成果の内容等について公表できるものとする。

(委任)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

この要綱による改正後のLIP.横浜トライアル助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定を受けた助成金から適用し、施行日前に助成金の交付を受けた事業は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のLIP.横浜トライアル助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定を受けた助成金から適用し、施行日前

に助成金の交付を受けた事業は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のLIP.横浜トライアル助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定を受けた助成金から適用し、施行日前に助成金の交付を受けた事業は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のLIP.横浜トライアル助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定を受けた助成金から適用し、施行日前に助成金の交付を受けた事業は、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の横浜トライアル助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定を受けた助成金から適用し、施行日前に助成金の交付を受けた事業は、なお従前の例による。